

女性活躍推進法に基づく「女性の活躍に関する情報公表」



ワタキュー セイモア株式会社

(問い合わせ先)

総務人事本部 人事部 労務課

TEL 075-361-4080

ワタキューセイモア株式会社は、女性活躍推進法の改正に伴い、常時雇用する労働者が301人以上の事業場として、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表いたします。

※（ ）内の数値は前年度となります。

1. 男女の賃金の差異 ～「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

男女の賃金(平均年間賃金)の差異〔女性／男性(%)〕

全社員	55.6% (54.8%)	正社員	60.5% (59.3%)	正社員	61.0% (59.7%)
				シニア社員	45.3% (42.7%)
		正社員以外	81.7% (80.1%)	嘱託社員	56.7% (59.5%)
				契約社員	91.3% (89.9%)
				パート社員	92.4% (93.0%)

●データ算出に関する付記事項

- ・対象期間：2024年7月1日～2025年6月30日(第63期)
- ・賃金：基本給、各種手当、時間外手当、賞与等を含み、通勤手当・退職金を除く
- ・正社員：正社員A～Dコース、シニア社員(在籍出向者を含む)
 - ※Aコース…全国異動型、Bコース…拠点管轄異動型、Cコース…通勤圏内異動型
 - Dコース…特定勤務地・特定職種限定型
- ・シニア社員は60歳正社員の転換者、嘱託社員は正社員の定年再雇用者
- ・契約社員、パート社員については、フルタイム労働者の所定労働時間(1日8時間)として人数を換算

●差異に関する補足事項

- ※1 全社員 全体の約8割を占める女性社員のうち、その8割が正社員以外(契約・パート社員)となる社員構成に由来する賃金差異が生じている。
- ※2 正社員 女性正社員のうち、9割以上が地域勤務型コースの社員構成の為、相対的に賃金の高い転勤型の男性社員との差異が生じている。
- ※3 シニア社員、嘱託社員 シニア社員・嘱託社員とも、正社員60歳以降の雇用形態となり、賃金設定が60歳直前の労働条件に基づく為、男性社員の管理職や運輸業務等であったことに由来する賃金差異が発生している。

2. 採用した労働者に占める女性労働者の割合 ～「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

全社員	正社員	契約社員	パート社員
84.4% (83.2%)	62.2% (59.4%)	82.0% (80.7%)	91.2% (90.0%)

●対象期間：2024年7月1日～2025年6月30日（第63期）入社社員

3. 労働者に占める女性労働者の割合 ～「女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」

全社員	正社員	シニア社員	嘱託社員	契約社員	パート社員
79.8% (79.6%)	54.9% (53.7%)	56.5% (52.6%)	51.0% (44.3%)	81.0% (80.2%)	94.2% (94.3%)

●対象期間：2024年7月1日～2025年6月30日（第63期）の平均社員数

4. 男女別の育児休業取得率 ～「職業生活と家庭生活との両立」

	取得率（育児休業+産後バ育休）
女性	103.8% (94.7%)
男性	31.3% (21.7%)
全社員	76.5% (66.5%)

●対象期間：2024年6月16日～2025年6月15日

◎男性社員の育児目的休暇を含む育休取得率 **89.1%** (78.3%)

5. 有給休暇取得率 ～「職業生活と家庭生活との両立」

有給休暇取得率（A÷B）
71.6% (76.0%)

●対象期間：2024年6月16日～2025年6月15日

- ・対象社員：全社員
- ・A 対象期間 取得日数 合計
- ・B 対象期間 付与日数 合計

以上